

第4章

排水計画

第4章 排水計画

1 排水計画の立案にあたって

宅地造成等に関する工事を行う土地は、雨水その他の地表水又は地下水（以下「地表水等」という。）により崖崩れ又は土砂の流出が生じないように、地表水等を自然流下で支障なく排除するための排水施設を設置すること。

2 排水施設の設置位置

排水施設は、次の位置に設置すること（図4-1）。

- (1) 法面や崖（擁壁を含む）の下端部
- (2) 隣接地からの流入が考えられる場所
- (3) 湧水又はそのおそれのある箇所
- (4) 道路及びその周辺
- (5) 盛土内への地下水の侵入が考えられる箇所
- (6) その他地表水を速やかに排除する必要のある箇所

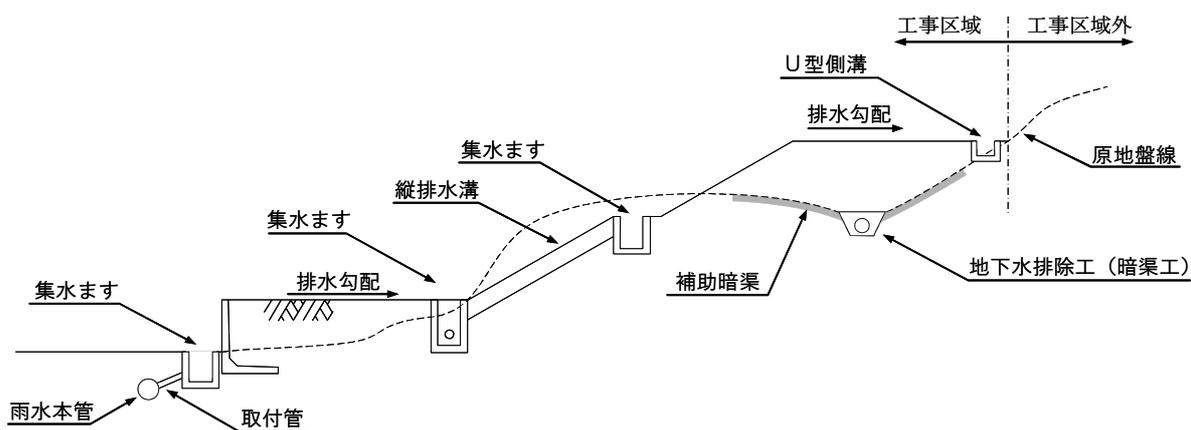


図4-1 排水施設の設置例

3 崖上の排水施設

宅地造成等を行う土地は、雨水等が崖の反対方向に流れるように水勾配をとること。ただし、やむを得ない場合は、崖の上端部に排水施設を設置すること。

4 地下水排除工

大規模盛土造成地については、「第2章 盛土計画」を参照し、暗渠工、明暗渠工、横ボーリング工及び集水井工等の地下水排除工を設置し、地下水の上昇を防ぐことにより、盛土の安定を図ること。

また、その他の造成地についても、盛土内の降雨浸透水、地山からの浸出水、地盤・盛土の圧密排水等の地下水により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがある場合は、地下水排除工を設置すること。

5 排水施設の構造

排水施設は、以下の構造とすること。(図4-2～図4-5)

- (1) 堅固で耐久性を有する構造のものであること。
- (2) コンクリート、塩化ビニール管その他の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最小限度のものとする措置が講ぜられているものであること。
- (3) 排水施設は、地表水等を支障なく流下できるような勾配及び断面とし、その最小断面は、開渠で150 mm以上、管渠で100 mm以上とすること。ただし、斜面の排水設備の計画については、開渠で180 mm以上、管渠で150 mm以上とすること。
- (4) 雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所に、ます又はマンホールが設けられているものであること。
 - ア 管渠の始まる箇所
 - イ 排水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所（管渠の清掃上支障がない箇所を除く。）
 - ウ 管渠の内径又は内法幅の120倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な箇所
- (5) 雨水ますには深さ150 mm以上の泥だめを設けること。なお、ドロップますは不可とする。
- (6) 輪荷重の影響を受ける排水施設は、その荷重に耐えるものであること。
- (7) 旧宅地造成工事規制区域(宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)の施行の際現に同法による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第3条第1項に規定する宅地造成工事規制区域)内においては、浸透ます、雨水浸透U型側溝等、雨水

浸透施設は使用しないこと。

- (8) 排水施設の断面決定及び構造については、川崎市上下水道局の「開発行為等下水道施設指導基準」及び「排水設備必携」によること。

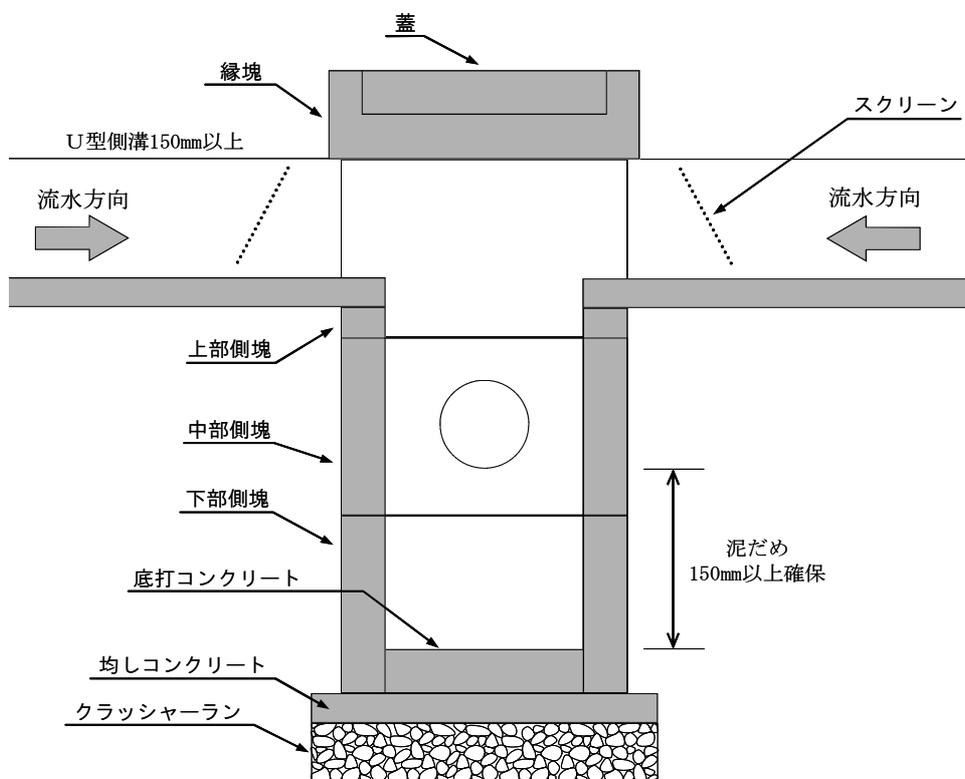


図 4-2 雨水ます標準構造図（断面図）

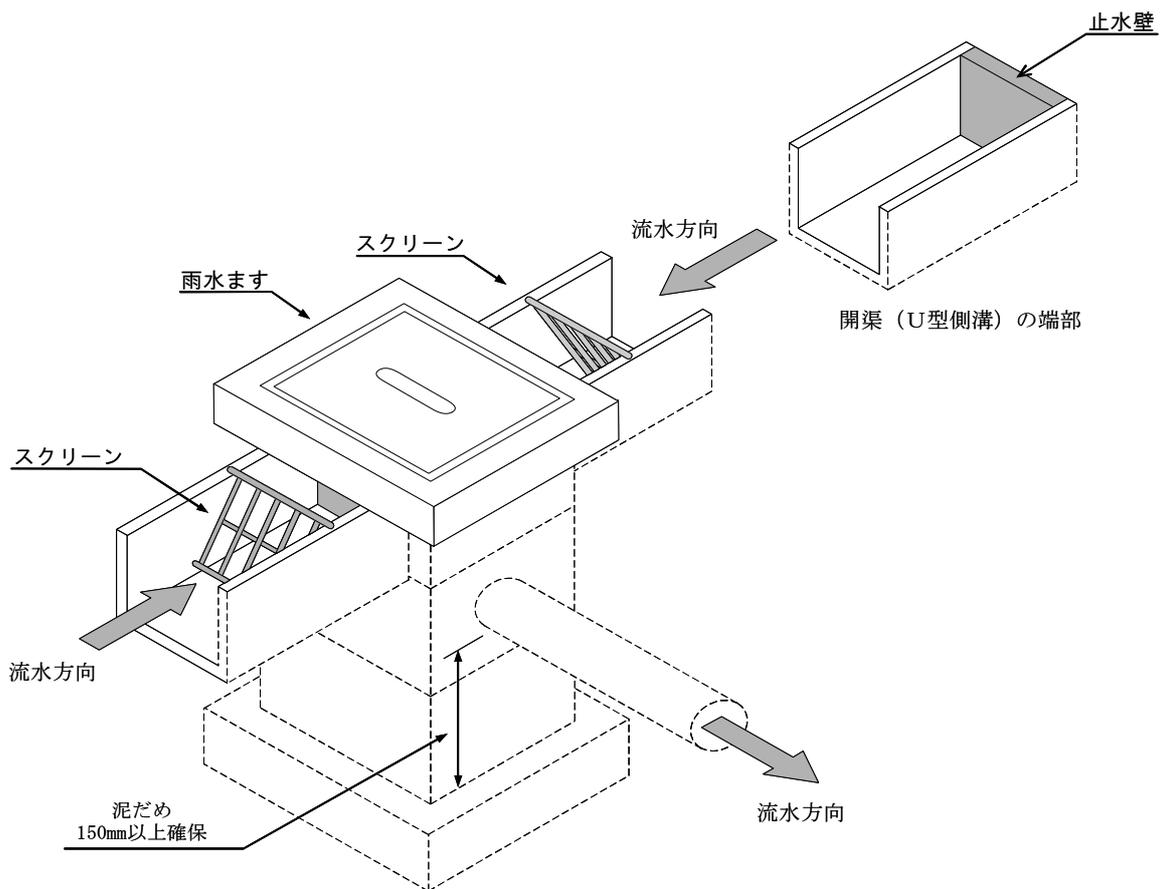


図 4-3 雨水ます標準構造図 (投影図)

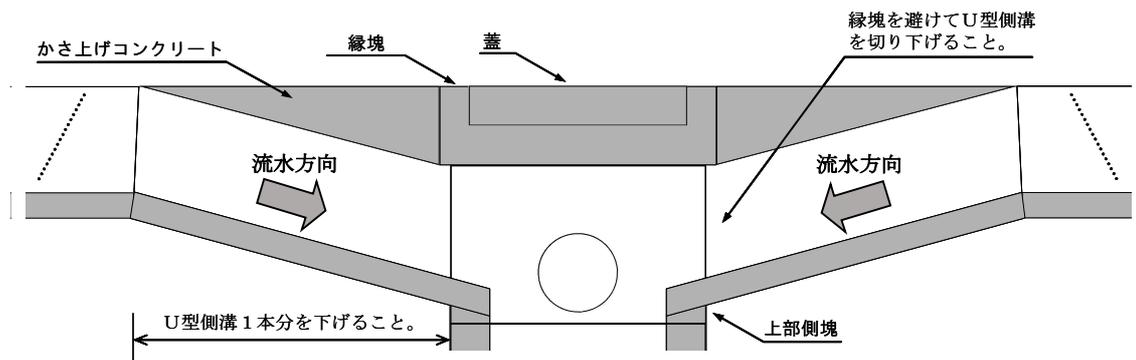


図 4-4 縁塊を地盤の高さに合わせる場合のU型側溝の処理（断面図）

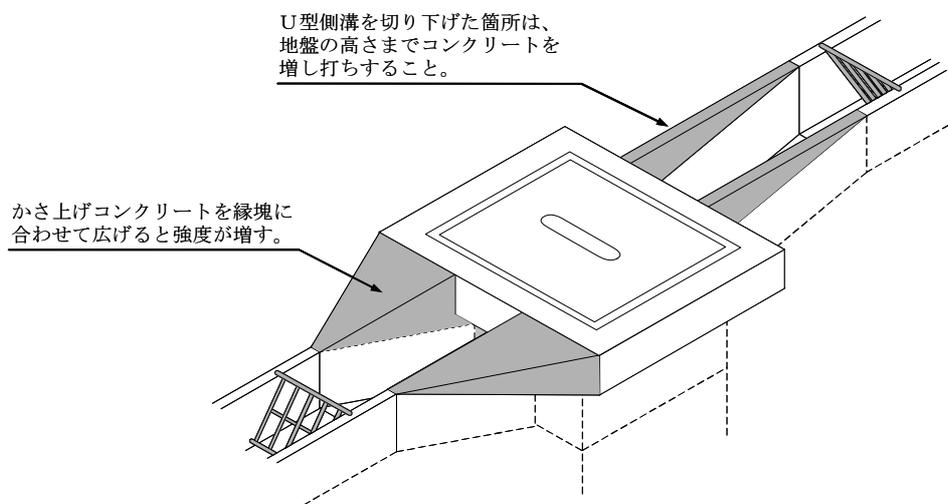


図 4-5 縁塊を地盤の高さに合わせる場合のU型側溝の処理（投影図）

6 鶴見川流域における雨水浸透阻害行為

鶴見川流域は、特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）第 3 条の規定に基づく特定都市河川流域に指定されているため、この区域で耕地を宅地にする等の雨水浸透阻害行為を行う土地の面積が 1,000 m²以上の場合は、雨水貯留施設等を設置し、同法第 30 条の許可を受けること。

詳細については、建設緑政局河川課窓口、又は同課ホームページでご確認ください。

7 排水の流末について

宅地内からの排水は、原則として川崎市のU型側溝等の排水施設に直接接続すること。宅地が私道に接している等により、やむを得ず私有の排水設備に接続する場合は、接続先の排水設備所有者から排水接続について承諾を得ること（「第 11 章 排水接続承諾書」参考例参照）。